

委員会提出議案第 9 号

シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書の
提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 3 年 12 月 21 日提出

提 出 者

教育民生委員会委員長 櫻 井 清 蔵

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

別 紙

シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書

シルバー人材センターの安定的な事業運営に対する支援を求める意見書

国においては、令和元年（２０１９年）１０月の消費税率１０％への引上げ、軽減税率の導入に併せて令和５年（２０２３年）１０月から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。

これまで基準期間の課税売上高が１，０００万円以下の事業者であれば消費税の納税は免除されていますが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生します。

例えば、全国約７０万人のシルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員も請負、委任契約の場合、納税義務者の対象となります。

センターは、地域に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の社会参加の促進、生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化に繋がっており、医療費や介護費用の削減に貢献しているところです。

今回のインボイス制度の導入で免税事業者であるセンター会員はインボイスを発行することができないため、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じます。

しかし、公益社団法人であるセンターの運営は収支相償の原則から余剰金はなく、新たな税負担の財源也没有。

インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

センターにとって新たな税負担は、まさに運営上死活問題であり存続の危機となるため、センターに負担を強いるような事態を避け、引き続き安定的な事業運営が可能となるよう必要な措置を強く求めるものです。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

1. インボイス制度導入後、シルバー人材センターの安定的な事業運営に向けて必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月21日

三重県亀山市議会議長 中 崎 孝 彦

内閣総理大臣	岸 田 文 雄	様
総 務 大 臣	金 子 恭 之	様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一	様
厚生労働大臣	後 藤 茂 之	様
経済産業大臣	萩生田 光 一	様
国 税 庁 長 官	大 鹿 行 宏	様